

安 全 管 理 規 程

株式会社知床アルラン

【目 次】

第1章	総則
第2章	経営トップの責務
第3章	安全管理の組織
第4章	安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
第5章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
第6章	安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
第7章	安全管理規程の変更
第8章	運航計画、配船計画及び配乗計画
第9章	運航の可否判断
第10章	運航に必要な情報の収集及び伝達
第11章	輸送に伴う作業の安全の確保
第12章	輸送施設の点検整備
第13章	海難その他の事故の処理
第14章	安全に関する教育、訓練及び内部監査等
第15章	雑 則

(12)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(13)	配乗計画	乗組員の編成及びその勤務割りに関する計画
(14)	発 航	現在の停泊場所を解らんして次の目的港への航海を開始すること
(15)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(16)	港 内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法に定める港湾区域内、港則法又は港湾法に定めのない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。
(17)	入 港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、閘門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること
(18)	運 航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港(着岸)」を行うこと
(19)	反 転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すこと
(20)	気象・海象	風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。)及び波高(隣り合った波の峰と谷との鉛直距離)
(21)	運航基準図	航行経路(起終点、寄港地、針路、変針点等)、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(22)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む。
(23)	陸 上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(24)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(25)	陸上施設	岸壁(防舷設備を含む。)、旅客待合室、駐車場等船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設

(運航基準、作業基準、事故処理基準)

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準を定める。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含む。

4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

- | | | |
|------------|---------|----------------------|
| (1) 本社 | 安全統括管理者 | 1人 ※運航管理者を兼任することもある。 |
| (2) 本社又は船舶 | 運航管理者 | 1人 |
| | 運航管理補助者 | 若干人 |

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき
- (3) 安全管理規程に違反することにより、当該安全統括管理者又は運航管理者がその職務を

(安全統括管理者の職務及び権限)

第 17 条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第 18 条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
 - (2) 船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
 - (3) 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること。
- 2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第 19 条 運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第 13 条第 2 項の順位に従いその職務を代行する。

- 2 運航管理補助者は、船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施する。
- (1) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の実施
 - (2) 陸上における旅客の乗下船、船舶の離着岸の際における作業の実施
 - (3) 陸上施設の点検及び整備
 - (4) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

第 7 章 安全管理規程の変更

- 3 前項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 4 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 5 運航管理者（安全統括管理者を兼任しているときを除く。）は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 6 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。
- 7 運航管理者（船長が運航管理者を兼任している場合は運航管理補助者）は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第 29 条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避港や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。

（運航管理者の指示）

- 第 25 条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。ただし、この連絡については、運航管理者が安全統括管理者を兼任しているときを除く。
- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

（経営トップ又は安全統括管理者の指示）

- 第 26 条 経営トップ又は安全統括管理者（運航管理者を兼任しているときを除く。）は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。
- 2 経営トップ又は安全統括管理者（運航管理者を兼任しているときを除く。）は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
 - 3 経営トップ又は安全統括管理者（運航管理者を兼任しているときを除く。）は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が（運航管理者を経由して）あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

（運航管理者の援助措置）

- 第 27 条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行う。

2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定める。

第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保

(危険物等の取扱い)

第 32 条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定める。

(旅客の乗下船等)

第 33 条 旅客の乗下船並びに船舶の離着岸時の作業については作業基準に定める。

(発航前検査)

第 34 条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を検査及び点検しなければならない。

(船内巡視)

第 35 条 船長は、乗組員をして旅客室その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

2 船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし急を要する場合であつて船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに船長に報告する。

3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合の当該事項を含む。）を船長に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第 36 条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第 37 条 安全統括管理者は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及び如何なる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15mg 以上である間、当直業務を実施してはならない。

(5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第 42 条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第 43 条 運航管理者（安全統括管理者を兼任しているときを除く。）又は運航管理補助者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

第 44 条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならず、また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第 45 条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行う。

(通信の優先処理)

第 46 条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第 47 条 運航管理者又は運航管理補助者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

- 3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第 15 章 雑 則

(安全管理規程等の備付け等)

- 第 54 条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。）及び運航基準図を船舶、本社及びその他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けなければならない。
- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

- 第 55 条 安全統括管理者は、パソコン、社内 LAN 等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに、容易なアクセス手段を用意する。
- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段（目安箱、社内メール）等を用意する。
 - 3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について社内へ周知する。
 - 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

運 航 基 準

目 次

第1章 目 的

第2章 運航の可否判断

第3章 船舶の航行

風速 8m/s 以上	波高 1.0m 以上	航行中、第9条（特定航法等）による航行が困難となるおそれがあるとき
------------	------------	-----------------------------------

- 4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程 300 m 以下

（入港の可否判断）

- 第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名／気象海象	風 速	波 高	視 程
羅臼港	8 m/s 以上	0.5 m 以上	300 m 以下

（運航の可否判断等の記録）

- 第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航記録簿（運航管理日誌）に記録する。。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

（航海当直配置等）

- 第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておく。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海配置

（運航基準図等）

- 第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等

② 当日次発便がないとき、又は次発便の出航時刻が2時間を超えるときは、当番制により待機船を決定する。

(2) 各船長は、流氷の付近（水路や流氷間）を通航するときは、流氷に接触するおそれがある場合は通航しない。また、流氷の付近（水路や流氷間）を通航しても流氷に接触するおそれがない場合は、当該船舶の速力を微速又は最微速に減速して通航することができる。

なお、自ら流氷に接触、流氷を砕氷する行為はしない。

(3) 各船長は、流氷の規模（幅・厚さ・水面下の状況等）や風潮流による動向には十分注意を払い、常に水路（退路を含む。）の確認を目視（レーダー監視を含め。）等により万全に行い、常に全船が当該情報を共有する。

(4) 各船長は、各社の本社又は営業所に勤務する運航管理者又は運航管理補助者との連絡は特に密に行い、流氷が入港経路（水面）を遮断する恐れがあるとの連絡が入ったときは、直ちに基準経路の航行を中止し帰港する。

なお、当該情報は常に全船で共有し、全船は直ちに帰港の措置をとる。

(5) 各社の本社又は営業所に勤務する運航管理者及び運航管理補助者は、常に流氷の動向監視（高台からの目視、風向風速の変化、並びに羅臼漁業無線局からの流氷情報による。）を十分に行い、動向に変化があれば、常にその状況の詳細を各船長へ報告する。

また、当該情報は常に各社で共有する。

(6) 各社の本社又は営業所に勤務する運航管理者又は運航管理補助者は、各社それぞれの船舶の現在位置を常に把握確認しつつ、流氷の状況によっては早めの帰港を指示する。

また、当該情報は常に各社で共有する。

(7) 各船長は、羅臼漁業無線局、及び沖合で操業している羅臼漁協所属船からの流氷関連（流氷の規模、風潮流による流氷の移動方向等）情報を常に全船で共有し、状況によっては、早めに基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更、又はその他適切な措置をとらなければならない。

（通常連絡等）

第10条 船長は、出航15分後、及び折り返し地点に達したときには、運航管理者又は運航管理補助者あてに次の事項を連絡しなければならない。

① 到達地点名又は船位等

② 通過時刻等

③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況

④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者又は運航管理補助者は、航行に関する安全情報等、船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡する。

作 業 基 準

目 次

第1章	目 的
第2章	作業体制
第3章	危険物等の取扱い
第4章	乗下船作業
第5章	旅客の遵守事項等の周知

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸20分前とする。

- 2 待合所に勤務する運航管理補助者は、旅客を乗船口に誘導する。
- 3 船長（船内作業員が乗船している場合は船内作業員）は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。
- 4 待合所に勤務する運航管理補助者及び船長（船内作業員が乗船している場合は船内作業員を指揮して）は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。ただし、船内作業員がその確認をしたときは、船長へ報告する。

（離岸作業）

第5条 運航管理者又は運航管理補助者は、離岸作業完了後、適切な時期に出港を放送させる（発航の合図をさせる。）とともに見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業員に連絡し（船内作業員を配置していない場合は、船長に連絡。）、陸上作業員を所定の位置に配置する。（陸上作業員を配置しない場合は、自らが配置につく。）

- 2 運航管理者又は運航管理補助者は、船長の指示により陸上作業員を指揮して（陸上作業員を配置しない場合は、自ら。）迅速、確実に係留索を放す。

（着岸作業）

第6条 待合所に勤務する運航管理補助者は、船舶の着岸時刻20分前になったときは、着岸準備を行い、着岸に際しては、迅速確実に綱取作業を実施する。

- 2 船内作業員（船内作業員が乗船している場合）は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
- 3 船長は、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

（係留中の保安）

第7条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、タラップの保安に十分留意する。

（旅客の下船）

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、待合所に勤務する運航管理補助者及び船内作業員が乗船している場合は船内作業員に合図する。

- 2 船内作業員（船内作業員が乗船している場合）は、待合所に勤務する運航管理補助者と協力してタラップを架設し、架設完了を確認した後、旅客を下船させ、下船完了後、船長へ報告する。

事 故 処 理 基 準

目 次

第1章 総 則

第2章 事故等発生時の通報

第3章 事故の処理等

したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告する。非常連絡事項を記載した報告様式(FAX 用紙)を船舶及び本社に備え置く。

- 4 非常連絡は、原則として、別表「非常連絡表」による。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安署等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行う。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名
- ② 日時
- ③ 場所
- ④ 事故等の種類
- ⑤ 死傷者の有無
- ⑥ 救助の要否
- ⑦ 当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機器の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはd項） ④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、船主・船長名（住所、連絡先） －船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等） －船舶衝突の場合
b	乗揚げ	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④ 船体、機器の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはd項）

i	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況
---	--------	--------------------------------------

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者又は経営トップは、通常・入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合、又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者又は経営トップは、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者又は経営トップがとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請

非常連絡表

< 事業所 >

87 4477
0153-88-1313
経営代表者（事業主）

安全統括管理者
運航管理者（兼任）
湊 謙一
090-8631-9108

運航管理補助者
赤城克子
090-6442-0024

使用船舶
アルラン三世
090-3023-2946

船長
運航管理補助者（兼任）
高橋幸雄
090-5581-6692

< 関係機関 >

北海道運輸局釧路運輸支局
電 話 0154-51-0057
FAX 0154-51-0124
携 帯 090-5224-8264
(夜間・休日)

羅臼海上保安署（118）
0153-87-3999

中標津警察署 羅臼駐在所（110）
0153-87-2151

羅臼消防署（119）
0153-87-2119

知床らうす国民健康保険診療所
0153-87-2116

羅臼漁業協同組合
0153-87-2131